

令和元年度第四回（七月）

諫早市農業委員会総会

議事録

令和元年度諫早市農業委員会 第4回総会議事録

1 開催日時 令和元年7月29日(月)開会 午後2時00分～閉会 午後4時00分

2 開催場所 諫早市役所 本館8階 8-1会議室

3 出席委員 (19人)

会 長 20番 山開博俊

会長職務代理者 19番 小森俊夫

農 業 委 員 1番 池田つや子 2番 久保 繁 4番 久本純造

5番 立森和富 6番 前田貞松 7番 末永 進

8番 菅原篤博 9番 長谷川 博 10番 山口勇満

11番 西村ふじ子 12番 馬場誠治 13番 増山太大

14番 横田親紀 15番 澤久 進 16番 西尾正信

17番 池田武弘 18番 野副栄治

4 欠席委員 (1人) 3番 中尾貞治

5 付議事件

第1号 農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に伴う意見聴取の件

第2号 農地法第3条の規定による許可申請書審議の件

第3号 農地法第4条の規定による許可申請書審議の件

第4号 農地法第5条の規定による許可申請書審議の件

第5号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定等審議の件

第6号 農地中間管理事業に係る「農用地利用配分計画」に対する意見聴取の件

第7号 地籍調査事業による農地地目の変更に伴う意見聴取の件

6 報 告

第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書受理の件

第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知の件

第3号 農地法第4条の規定による農地転用届出書受理の件

第4号 農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件

第5号 農地改良等届出書受理の件

第6号 非農地通知届出書受理の件

第7号 非農地通知書送付の件

7 そ の 他

8 事務局

局長 宇野和利 次長 寿柳知己 主任 半田智也
事務職員 中山幸一 事務職員 山内 裕

9 議 事

(開会)

議 長 これより、「令和元年度 諫早市農業委員会 第4回総会」を開会いたします。
総会の定足数について、事務局より報告願います。

事 務 局 総会の定足数につきまして、ご報告いたします。
農業委員会の在任委員20名中、19名の出席で定足数に達していますので、総
会が成立していることをご報告いたします。

なお、3番・中尾貞治委員から欠席の届出がっております。

以上で、報告を終わります。

議 長 それでは議事に入る前に、諫早市農業委員会総会 会議規則第19条第2項に規
定の議事録署名人を定めたいと存じます。

私に、ご一任いただければ指名したいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 異議なしということですので、議事録署名人に1番・池田つや子委員、
18番・野副栄治委員のご両人をお願いいたします。

それでは、議事に入りますが、議事進行上、発言される際は、挙手をし、議長の
許可を受けてから、氏名を告げて発言をお願いします。

また、発言は、簡明に、議題外、又はその範囲を越えないようにお願いします。

(議案第1号) それでは、議案第1号「農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に伴う意見
聴取の件」を議題といたします。事務局から、説明をお願いします。

事 務 局 議案第1号「農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に伴う意見聴取の件」
について説明します。今月は5件の農用地利用計画変更に伴う意見徴取がございま
して、諫早市長（農業振興課）から農業委員会へ意見を求められたものでございま
す。それでは個別にご説明します。

1番、諫早地区、本明町の田1筆1，119㎡について、農家住宅建設のため、
農用地区域からの除外の申出がっております。

2番、森山地区、森山町田尻の畑1筆1，102㎡について、資材置場とするた
め、農用地区域からの除外の申出がっております。

3番、高来地区、高来町泉の田3筆4，061㎡について、農用地区域からの除
外の申出がっております。こちらについては、土地改良事業等を実施中でござい
ましたが、計画変更により当該事業の施行に係る区域ではなくなったため、農用地
区域からの除外となっております。

4番、高来地区、高来町金崎の田3筆4，273㎡について、農用地区域への編
入の申出がっております。こちらについては、県営土地改良事業の受益地として
平成31年に計画変更があったため、農用地区域への編入となっております。

5番、小長井地区、小長井町打越の畑1筆423㎡について、農産物直売所の駐車場を整備するための申し出がっております。こちらは軽微な変更で農用地から農業用施設用地への変更となっております。

議案第1号については、以上となっております。

議 長 ただいま、説明がありました。1番について、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、1番の農用地区域からの除外は「やむを得ない」と意見することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、1番の農用地区域からの除外は「やむを得ない」と意見することに決定いたします。

議 長 次に、2番について、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、2番の農用地区域からの除外は「やむを得ない」と意見することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、2番の農用地区域からの除外は「やむを得ない」と意見することに決定いたします。

議 長 次に、3番について、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、3番の農用地区域からの除外は「やむを得ない」と意見することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、3番の農用地区域からの除外は「やむを得ない」と意見することに決定いたします。

議 長 次に、4番について、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、4番の農用地区域への編入は「異議なし」と意見することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、4番の農用地区域への編入は「異議なし」と意見することに決定いたします。

議 長 次に、5番について、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、5番の農用地区域からの用途変更は「やむを得ない」と意見することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、5番の農用地区域からの用途変更は「やむを得ない」と意見することに決定いたします。

(議案第2号) それでは、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請書審議の件」を議題といたします。事務局から、説明をお願いします。

事務局 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請書審議の件」を説明します。

1番、有喜地区、早見町の農地9筆、7,078㎡の贈与を受け農業に精進するための申請です。権利取得後の農地面積は7,973㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターや軽トラック等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に50年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約5分でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま

す。2番、本野地区、上大渡野町の農地1筆、10,642㎡について、借り入れ地を購入する申請です。権利取得後の農地面積は40,962㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。農地所有適格法人の要件は満たされており、トラクターや普通トラック等の機械も所有されています。また、農作業をする役員の人

数も経験も十分あると思われ、譲受人の会社から申請地までは車で約40分でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま

す。3番、森山地区、森山町杉谷の農地4筆、4,262㎡を農業経営規模拡大を行うため、賃貸借10年で借り入れる申請です。権利取得後の農地面積は45,837.31㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターや田植機等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に20年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で10分でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま

す。4番、高来地区、高来町西尾の農地1筆、351㎡を耕作に便利のため、購入する申請です。権利取得後の農地面積は20,386.30㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターやコンバイン等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に55年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で3分です

ので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま

す。5番、高来地区、高来町西尾の農地1筆、386㎡を耕作に便利のため、購入する申請です。権利取得後の農地面積は11,950㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターや田植え機等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に26年間従事され、譲受人宅から申請地までは徒歩で約8分でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま

す。以上で説明を終わります。
議長 議案第2号の説明がありましたので、1番・有喜地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
委員 1番の現地を確認してきましたので補足説明をいたします。権利取得後は、農業経営する全ての農地において年間を通し、生姜、馬鈴薯等を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用

調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、問題ないと思います。ご審議をお願いします。

議 長 1番の説明がありました。何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、1番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、1番は、申請どおり許可することに決定いたします。
議 長 次に、2番・本野地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 2番の現地を確認してきました。権利取得後は、農業経営する全ての農地において年間を通し、生姜、玉ねぎ等を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、問題ないと思います。ご審議をよろしくをお願いします。

議 長 2番の説明がありました。何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、2番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、2番は、申請どおり許可することに決定いたします。
議 長 次に、3番・森山地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 委員補足説明を致します。3番の現地を確認してきました。権利取得後は、農業経営する全ての農地において年間を通し、水稻、馬鈴薯等を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、問題ないと思います。ご審議をよろしくをお願いします。

議 長 3番の説明がありました。何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、3番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、3番は、申請どおり許可することに決定いたします。
議 長 次に、4番と5番・高来地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 4番、5番について、委員補足説明を致します。

4番の現地を確認してきました。権利取得後は、農業経営する全ての農地において年間を通し、水稻、みかんを栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことで

あり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、問題ないと思います。

5番の現地を確認してきました。権利取得後は、農業経営する全ての農地において年間を通し、水稲、馬鈴薯、みかん等を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、問題ないと思います。ご審議をよろしく願います。

議長 4番と5番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、4番と5番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、4番と5番は、申請どおり許可することに決定いたします。

(議案第3号) 次に、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請書審議の件」を議題といたします。

事務局から、説明をお願いします。

事務局 議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請書審議の件」を説明します。

1番、高来町東平原の畑504㎡を住宅用地とする申請です。農地区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については水道・下水道の2管が通る道路に接し、500m以内に2以上の公共施設があるため、第3種農地に該当します。建物は木造2階建、汚水等は公共下水道へ接続、隣接する農地所有者との協議書が添付されております。資金については残高証明で確認しております。

議案第3号の説明については、以上となっております。

議長 議案第3号の説明がありましたので、1番・高来地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 委員補足説明を致します。担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、事業計画書、土地利用計画図等から判断して申請内容は適正であると思われます。ご審議のほどよろしく願います。

議長 1番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、1番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、1番は、申請どおり許可することに決定いたします。

(議案第4号) 次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請書審議の件」を議題といたします。

事務局から、説明をお願いします。

議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請書審議の件」を説明します。

1番、天満町の田1筆1,237㎡の農地と併用地である同町の雑種地の一部を併せた1,589.49㎡を特定建築条件付売買予定地とする申請です。区域区分は市街化調整区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地に該当します。建物は木造2階建の6棟、汚水等は合併浄化槽を經由し側溝へ放流、隣接する農地所有者との協議書が添付されております。資金については残高証明で確認しています。都市計画法については開発許可申請中です。

2番、目代町の畑3筆2,080㎡について太陽光発電施設用地及び資材置場用地に転用し、パネル600枚を設置する申請です。契約内容は賃貸借20年。設置面積は1,661㎡、売電単価は24円です。区域区分は市街化調整区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地に該当します。雨水排水対策として排水路を設け水路へ放流、隣接する農地所有者との協議書が添付されております。資金については残高証明で確認しています。環境保全条例に基づく協議完了届の提出中です。

3番、目代町の田1筆1,109㎡について太陽光発電施設用地に転用し、パネル288枚を設置する申請です。契約内容は賃貸借20年。設置面積は850㎡、売電単価は18円です。区域区分は市街化調整区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地に該当します。雨水排水対策として水路へ放流、隣接する農地所有者との協議書が添付されております。資金については融資証明で確認しています。

4番、目代町の畑1筆958㎡について太陽光発電施設用地に転用し、パネル300枚を設置する申請です。契約内容は賃貸借20年。設置面積は約900㎡、売電単価は24円です。区域区分は市街化調整区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地に該当します。雨水排水対策としては隣地の申請人所有地にある水路へ放流、隣接する農地はありません。資金については残高証明で確認しています。

5番、目代町の畑1筆735㎡について太陽光発電施設用地に転用し、パネル288枚を設置する申請です。契約内容は賃貸借20年。設置面積は約700㎡、売電単価は24円です。区域区分は市街化調整区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地に該当します。雨水排水対策としては道路側溝へ放流、隣接する農地所有者との協議書が添付されております。資金については残高証明で確認しています。

6番、小川町の田1筆609㎡について、資材置場用地及び駐車場用地8台分に転用する申請です。契約内容は使用貸借権設定10年。農地区分は市街化調整区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地に該当します。雨水排水対策については自然流下で側溝へ放流、隣接する農地はありません。資金については残高証明で確認しています。

7番、長野町の田1筆226㎡について居宅1棟を建築する申請です。契約内容は売買。農地区分は市街化調整区域、農振白地です。建物は木造平屋建、汚水等は

合併浄化槽を経由し側溝へ放流、隣接する農地所有者との協議書が添付されております。農地の立地基準については1団の農地が10ha以上の第1種農地に該当しますが、集落に接続する住宅であるため不許可の例外に該当いたします。資金については残高証明で確認しています。都市計画法については建築許可申請中です。

8番、宗方町の田1筆499㎡について居宅1棟を建築する申請です。契約内容は売買。農地区分は市街化調整区域、農振白地です。建物は木造2階建、汚水等は公共下水道へ接続、隣接する農地はありません。農地の立地基準については第2種農地に該当します。資金については融資証明で確認しています。都市計画法については建築許可申請中です。

9番、赤崎町の田1筆249㎡について、資材置場用地に転用する申請です。契約内容は賃貸借永久、農地区分は市街化調整区域、農振白地です。農地の立地基準については島原鉄道森山駅から300m以内にありますので第3種農地に該当します。雨水は自然流下で水路へ放流されます。隣接する農地所有者との協議書が添付されております。なお、本件にかかる追加の資金はございません。

10番、上大渡野町の畑1筆226㎡について、農業用施設（農舎）に転用する追認の申請です。契約内容は贈与。農地区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地です。雨水排水対策については自然流下で水路へ放流、隣接する農地はありません。なお、本件にかかる追加の資金はございません。

11番、西里町の田3筆4,324㎡を特定建築条件付売買予定地とする申請です。区域区分は市街化調整区域、農振白地です。農地の立地基準については、長田出張所から300m以内にあり、第3種農地に該当します。建物は木造2階建の11棟、汚水等は合併浄化槽を経由し水路へ放流、隣接する農地所有者との協議書が添付されております。資金については残高証明及び融資証明で確認しています。都市計画法については開発許可申請中です。

12番、多良見町野副の畑1筆259㎡について、同町の既存宅地155.19㎡と併せて414.19㎡とする宅地拡張の申請です。契約内容は売買、農地区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地に該当します。雨水は自然流下で水路へ放流されます。隣接する農地所有者との協議書が添付されております。資金については通帳の写しで確認しています。

13番、森山町慶師野の田1筆216㎡について、農業用施設（ため池）に転用する追認の申請です。契約内容は寄付、農地区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については、1団の農地が10ha以上の第1種農地に該当しますが、農業用施設の設置であるため、不許可の例外に該当いたします。雨水排水対策は自然流下で水路へ放流され、隣地への流入がないよう緩衝地を設けております。隣接する農地所有者との協議書が添付されております。なお、本件にかかる追加の資金はございません。

14番、飯盛町平古場の畑1筆333㎡に、同町の山林3筆466㎡を併せた計799㎡を太陽光発電施設用地に転用する申請です。パネル枚数は276枚、設置面積は465.72㎡、売電単価は24円となっております。契約内容は賃貸借

25年、農地区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地に該当します。雨水排水対策については自然流下で隣の自己所有地内にある排水路を経て水路へ放流、隣接する農地所有者との協議書が添付されております。資金については残高証明書で確認しています。

15番、飯盛町開の田1筆969㎡について、倉庫用地に転用する申請です。契約内容は賃貸借永久。農地区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地に該当します。雨水排水対策については自然流下で水路へ放流、隣接する農地はありません。資金については残高証明書で確認しています。

16番、高来町小峰の畑1筆1,287㎡を太陽光発電施設用地に転用し、パネル320枚を設置する申請です。契約内容は売買。設置面積は975㎡、売電単価は18円です。区域区分はその他区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地です。雨水排水対策については水路へ放流、隣接する農地所有者との協議書が添付されております。資金については融資証明で確認しています。

17番、高来町小峰の畑1筆1,215㎡を太陽光発電施設用地に転用し、パネル320枚を設置する申請です。契約内容は売買。設置面積は970㎡、売電単価は18円です。区域区分はその他区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地です。雨水排水対策としましては水路へ放流、隣接する農地所有者との協議書が添付されております。資金については融資証明で確認しています。

18番、高来町坂元の田及び畑、計2筆622㎡について、道路用地に転用する申請です。契約内容は贈与。農地区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地です。雨水排水対策については水路へ放流、隣接する農地所有者との協議書が添付されております。なお、本件にかかる追加の資金はございません。

議案第4号については以上となっております。

議長 議案第4号の説明がありましたので、1番から5番・諫早地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 1番から5番まで補足説明を致します。1つずつご審議をお願いしたいと思います。

1番の農地について、担当地区の推進委員と現地調査を行いました。当該地の西側は住宅が連たんしておりまして、東側は山になっております。その間に挟まれた場所です。地区協議会で協議したところ、やむを得ないのではないかとというような判断でございました。ご審議をお願いします。

議長 委員からの要望ですので1番から順に審議をしたいと思っております。ただいま1番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。

委員 地区協議会において、この用地の転用を許可して特定建築条件付売買予定地となった場合、奥の土地に行く道がなくなるのではないかとという意見があったのですが、近隣の土地所有者の同意があるのか、または許可基準を満たしていれば何も考えなくていいのか確認をしたい。

委員 隣接農地の所有者等との協議報告書が添付されているのでやむを得ないのかな

と思います。

委員 隣接農地の所有者等との協議報告書に問題がなければいいと思います。

議長 次、2番の補足説明をお願いします。

委員 2番の農地について、担当地区の推進委員と現地調査を行いました。周囲は畑が連たんしていたり、太陽光発電施設が点在していたり、住宅もあちこちにあるような所です。設置面積が1,661㎡で開発許可の申請中ですので、それが許可されるまでは、先にこちらが許可するのはどうかと感じております。以上です。

議長 2番の説明がありましたけれども、委員の皆様のご意見をお伺いいたします。何かご質問ございませんか。

委員 ため柵は設けるようになっているのか。

事務局 図面を添付しておりますが、ため柵は3箇所ありまして、深さ40cm、横幅が80cmとなっております。

委員 このため柵や水路では小さいのではないか。

事務局 現在、開発申請中で、流量計算をした上で水路とため柵を決めていますので、開発の協議が整い次第、これで対応できるかどうかの判断をしたいと思います。

委員 意見として、ため柵が小さいと言いたいところですが、流量計算して決めているとのことなので、基準を満たすのであればやむを得ないのではないかと思います。

議長 2番は、開発申請の許可があった時点で許可相当というかたちで農地転用の許可を出したいと思います。

議長 次に、3番の補足説明をお願いします。

委員 3番の農地について、担当地区の推進委員と現地調査を行いました。隣接所有者との協議報告書も出ておりますし、転用許可基準を満たしておりますので、地区協議会では許可については、やむを得ないのではないかとということになりました。ご審議をお願いします。

議長 4番と5番もお願いします。

委員 4番の農地について、担当地区の推進委員と現地調査を行いました。申請地の下の方は既にコンクリート舗装をして、太陽光発電施設が設置されております。そこに隣接しており現況は雑木が生い茂ったところですので、地区協議会では、やむを得ないのではないかと判断されました。

5番の農地について、担当地区の推進委員と現地調査を行いました。申請地の北側は先月、太陽光発電施設を許可した訳ですけど、周辺はほとんど太陽光と住宅が点在しているところですよ。ここは平坦で景色もいい所なので太陽光よりも住宅にした方がいいのではないかと思います。南側の隣接地の方と協議が済んでおります。地区協議会では、やむを得ないのではないかと判断されました。ご審議をお願いします。

議長 3番から5番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。

委員 4番と5番は水路はありますよね。

委員 あります。

委員 以前、水路がないところで畑に溢れているところがありました。排水対策をして

- いればあまり問題ないかと思えます。
- 議 長 1番から5番までご質問をいただきましたが、何か他にご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)
- 議 長 ご質問がないようですので、1番から5番は、意見があったものを踏まえながら申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)
- 議 長 ご異議がないようですので、1番から5番は、申請どおり許可することに決定いたします。2番については、開発申請のこともありますけれども、ため桝等が小さいのではないかという意見を付けて下さい。
- 議 長 次に、6番・小栗地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
委員 委員補足説明を致します。
6番の農地について、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、転用許可基準をみたしており、適正であると思われま。申請地は道路脇で場所的にはいいところだと思います。周辺とあわせて約30アールの農地があります。申請があったことで周辺の農地が死んでしまうという懸念があります。できれば誰か借り手がいればということで探しましたが地域では高齢化も進んでおり借り手がいないという現状のところ。ご審議のほどよろしく願います。
- 議 長 6番について、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)
- 議 長 ご質問がないようですので、6番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)
- 議 長 ご異議がないようですので、6番は、申請どおり許可することに決定いたします。
議 長 次に、7番から9番・小野地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
委員 7番から9番まで補足説明を致します。
7番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われま。
8番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、転用許可基準をみたしており、適正であると思われま。
9番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、転用許可基準をみたしており、適正であると思われま。7番から9番までご審議のほどよろしく願います。
- 議 長 7番から9番について、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)
- 議 長 ご質問がないようですので、7番から9番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、7番から9番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、10番・本野地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 10番の農地について、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 10番について、何かご質問はありませんか。

委 員 追認とのことですが、どなたが建てたのですか。

事 務 局 譲渡人の亡くなったお父さんが建築されたものです。

議 長 ほかにご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、10番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、10番は申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、11番・長田地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 委員補足説明を致します。

11番の農地について、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、転用許可基準をみたとおり、適正であると思われます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 11番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、11番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、11番は県の常設審議委員会に意見を求め、異議なければ許可することに決定いたします。

議 長 次に、12番・多良見地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 委員補足説明を致します。

12番の農地について、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、転用許可基準をみたとおり、適正であると思われます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 12番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、12番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、12番は申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、13番・森山地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 委員補足説明を致します。
13番の農地について、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、転用許可基準をみたしており、適正であると思われます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 13番について、何かご質問はありませんか。
委員 ため池の追認とのことですが、どういうことですか。
委員 住宅地と牛舎の間に水路があり、そこに土砂等が流れ込むため自治会で毎年その土砂を揚げて撤去していたとのこと。申請地は以前は水田だったんですけれども水まわりが悪く、休耕地になっていましたので、地主の方が自治会に寄付をするという話になり、自治会がため池として管理していくことになりました。

議長 ほかにご質問はありませんか。
議長 (「なし」と言う者あり)
議長 ご質問がないようですので、13番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。
議長 (「異議なし」と言う者あり)
議長 ご異議がないようですので、13番は申請どおり許可することに決定いたします。
議長 次に、14番と15番・飯盛地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
委員 委員補足説明を致します。
委員 14番の農地について、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、転用許可基準をみたしており、適正であると思われます。

委員 15番の農地について、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、転用許可基準をみたしており、適正であると思われます。

議長 14番と15番について、何かご質問はありませんか。
議長 (「なし」と言う者あり)
議長 14番と15番について、他にご質問はありませんか。
議長 ご質問がないようですので、14番と15番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
議長 (「異議なし」と言う者あり)
議長 ご異議がないようですので、14番と15番は申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に、16番から18番・高来地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
委員 委員補足説明を致します。
委員 16番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。
委員 17番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。
委員 18番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

- 議 長 16番から18番について、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)
- 議 長 ご質問がないようですので、16番から18番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)
- 議 長 ご異議がないようですので、16番から18番は、申請どおり許可することに決定いたします。ここで10分間休憩いたします。
(休憩)
- 議 長 次に、議案第5号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定審議の件」を議題
(議案第5号) といたします。
事務局から、説明をお願いします。
- 事 務 局 議案第5号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定審議の件」についてご説明いたします。
1番、諫早地区、仲沖町、幸町、小栗地区、鷺崎町の農地5筆、10,057㎡、を農業経営規模拡大を行うため賃貸借3年で借り入れる新規の申し出です。申出人は、水稻の生産を主体に経営されています。
2番、中央干拓地区、中央干拓の農地6筆、83,639㎡を農業経営規模拡大を行うため、賃貸借3年8月で借り入れる新規の申出です。申出人は、レタス、ブロッコリー、赤紫蘇、馬鈴薯の生産を主体に経営されています。
3番、中央干拓地区、中央干拓の農地3筆、39,555㎡を農業経営規模拡大を行うため、賃貸借3年8月で借り入れる新規の申出です。申出人は、レタス、馬鈴薯の生産を主体に経営されています。
4番から6番は借受人が同一の案件です。
4番、飯盛地区、飯盛町後田の農地1筆、467㎡、
5番、飯盛地区、飯盛町後田の農地1筆、979㎡、
6番、飯盛地区、飯盛町上原の農地1筆、2,935㎡、計3筆4,381㎡を農業経営規模拡大を行うため、賃貸借10年で借り入れる新規の申し出です。申出人は、馬鈴薯の生産を主体に経営されています。
7番、森山地区、森山町田尻の農地1筆1,900㎡を農業経営規模拡大を行うため、購入する申出です。申出人は水稻、玉ねぎの生産を主体に経営されています。
以上、1番～7番までの申し出は、権利取得後の全ての農地について、年間を通して耕作されると認められるため、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。
以上で説明を終わります。
- 議 長 議案第5号の説明がありました。1番から7番について、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)
- 議 長 ご質問がないようですので、1番から7番は、申出どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、1番から7番は、申出どおり許可することに決定いたします。

(議案第6号) 続きまして、関連がありますので、議案第5号の8番から36番、議案第6号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画に対する意見聴取の件」について、一括して議題とします。

事務局から、説明をお願いします。

事 務 局 議案第5号の8番から36番、議案第6号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画に対する意見聴取の件」について説明します。

議案第5号の8番、諫早地区、目代町の農地4筆、3, 534㎡を議案第6号の1番に賃貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、ブロッコリーの生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第5号の9番、小野地区、宗方町の農地2筆、1, 225㎡、10番、小野地区、川内町の農地3筆、5, 062㎡、計5筆6, 287㎡を、議案第6号の2番に賃貸借10年と使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、麦、大豆の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第5号の11番、小野地区、宗方町、川内町の農地2筆、2, 061㎡、12番、小野地区、宗方町の農地1筆3, 353㎡、13番、小野地区、川内町の農地2筆5, 764㎡、14番、小野地区、川内町の農地1筆1, 336㎡、15番、小野地区、川内町の農地4筆3, 506㎡、計10筆16, 020㎡を、議案第6号の3番に賃貸借10年、使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、麦、玉ねぎの生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大と農地中間管理事業の活用に繋がります。

議案第5号の16番、小野地区、小野町の農地2筆、4, 052㎡、を、議案第6号の4番に賃貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、麦の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第5号の17番、小野地区、黒崎町の農地5筆、11, 356㎡を、議案第6号の5番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用に繋がります。

議案第5号の18番、小野地区、小野町、黒崎町、赤崎町、小野島町の農地7筆、13, 917㎡、19番、小野地区、赤崎町の農地14筆14, 717㎡、20番、小野地区、赤崎町の農地1筆3, 046㎡、

21番、小野地区、赤崎町の農地1筆3, 129㎡、計23筆34, 809㎡を、議案第6号の6番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、麦、大豆、の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第5号の22番、小野地区、小野島町、川内町の農地6筆、16, 069㎡を、議案第6号の7番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、麦の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第5号の23番、小野地区、小野島町の農地1筆、2, 023㎡を、議案第6号の8番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第5号の24番、小野地区、小野島町の農地3筆、3, 725㎡、25番、小野地区、小野島町の農地2筆、4, 480㎡、計5筆8, 205㎡を、議案第6号の9番に貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、麦の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第5号の26番、有喜地区、早見町の農地4筆、4, 992㎡を、議案第6号の10番に貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、馬鈴薯、ニンジンの生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第5号の27番、本野地区、本野町の農地3筆、3, 215㎡、28番、本野地区、下大渡野町の農地1筆、1, 901㎡、計4筆、5, 116㎡を、議案第6号の11番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用と農業経営規模拡大に繋がります。

議案第5号の29番、長田地区、小豆崎町、西里町の農地10筆、8, 704.20㎡、

30番、長田地区、小豆崎町の農地1筆、1, 209㎡、計11筆、9, 913.20㎡を、議案第6号の12番に使用貸借20年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、イチゴの生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用に繋がります。

議案第5号の31番、長田地区、長田町の農地4筆、4, 429㎡を、議案第6号の13番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、玉ねぎの生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第5号の32番、森山地区、森山町本村の農地1筆、7, 398㎡を、議案

第6号の14番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、飼料作物の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第5号の33番、森山地区、森山町田尻の農地1筆、5,188㎡を、議案第6号の15番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、麦の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第5号の34番、高来地区、高来町里の農地2筆、5,559㎡を、議案第6号の16番に貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、牧草の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第5号の35番、高来地区、高来町町名の農地5筆、3,444㎡を、議案第6号の17番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、イチゴの生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第5号の36番、高来地区、高来町金崎の農地2筆、4,093㎡を、議案第6号の18番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

以上 第5号議案の8番から36番までの申出は農地中間管理事業の実施に係るものと認められるため、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号の要件を満たしています。また、第6号議案の1番から18番までの農用地利用配分計画は、「農地中間管理事業の実施に関する規程」の「貸付先決定ルール」に基づき作成されたものであります。以上です。

議 長 議案第5号の8番から15番、また、議案第6号の1番から3番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、議案第5号の8番から15番を許可し、議案第6号の1番から3番を「意見なし」とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、議案第5号の8番から15番を許可し、議案第6号の1番から3番を「意見なし」とすることに決定いたします。

次の議案第5号の16番、議案第6号の4番は、12番委員に関する事項でございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、12番委員の退席を求めます。

(12番委員退席)

議 長 議案第5号の16番、議案第6号の4番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、議案第5号の16番を許可し、議案第6号の4番を

「意見なし」とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、議案第5号の16番を許可し、議案第6号の4番を「意見なし」とすることに決定いたします。12番委員の入場を求めます。

(12番委員・入場→着席)

議長 続きまして、議案第5号の17番から36番、また、議案第6号の5番から18番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、議案第5号の17番から36番を許可し、議案第6号の5番から18番を「意見なし」とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、議案第5号の17番から36番を許可し、議案第6号の5番から18番を「意見なし」とすることに決定いたします。

議長 次に、議案第7号「地籍調査事業による農地地目の変更に伴う意見聴取の件」を(議案第7号) 議題といたします。

事務局から、説明をお願いします。

事務局 議案第7号「地籍調査事業による農地地目の変更に伴う意見聴取の件」についてご説明いたします。

本案は、地籍調査課が地籍調査をした結果、登記地目の変更を予定している土地について、意見を求められているものです。

諫早地区、原口町、西小路町の土地79筆のうち2筆については、農地以外から農地に変更が予定され、残りの77筆については、農地から農地以外に変更が予定されています。すべて市街化区域内の農地で、転用する際には許可申請ではなく、届出に相当するものとなります。また、変更後の地目が畑となるものや県や市が公共の目的で公衆用道路などに転用したものについても許可申請は不要です。

以上で説明を終わります。

議長 議案第7号について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、議案第7号の地籍調査事業による農地地目の変更については「異議なし」とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、議案第7号の地籍調査事業による農地地目の変更については「異議なし」とすることに決定いたします。

(報告) 次に、報告案件について、事務局より報告願います。

事務局 報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書受理の件」について報告します。長田地区から1件、多良見地区から1件、森山地区から2件、飯盛地区から1件、合計5件出ています。届出理由は、いずれも相続により農地の所有権を取得したためです。

報告第2号「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知の件」について

報告します。小栗地区から1件、中央干拓地区から2件、森山地区から1件、合計4件の通知が出ています。解約理由としましては、小栗地区の1件は都合により耕作できなくなったため、中央干拓地区の1件は、都合により耕作できなくなったため、中央干拓地区のもう1件は耕作者を変更するため、森山地区の1件は耕作者を変更するためとなっております。

報告第3号「農地法第4条の規定による農地転用届出書受理の件」につきましてご報告いたします。

1番、真崎町の畑602㎡を住宅用地にする届出です。

2番、多良見町木床の田238㎡を駐車場用地にする届出です。

報告第4号「農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件」につきましてご報告いたします。

1番、西郷町の田422㎡を駐車場用地として管理を信託する届出です。

2番、多良見町木床の田910㎡を分譲住宅用地にする売買の届出です。

報告第5号「農地改良等届出書受理の件」について報告します。

1番、高来町西平原の田2筆、計2,073㎡について、現況が段々となっており、トラクター等の作業が困難なため、改良工事を行う届出です。

報告第6号「非農地通知申出書受理の件」について報告します。

1番、諫早地区、目代町の農地1筆、1,505㎡につきまして、非農地通知の申出を受理しました。山林・原野化しており、農振白地です。

2番、小栗地区、平山町の農地1筆、581㎡につきまして、非農地通知の申出を受理しました。山林・原野化しており、農振白地です。

3番、有喜地区、早見町の農地2筆、1,113㎡につきまして、非農地通知の申出を受理しました。山林・原野化しており、農振白地です。

報告第7号「非農地通知書送付の件」について報告します。

地区は小長井地区、所有者数456人、筆数993筆、面積913,456.7㎡の農地について非農地通知書を送付いたしました。

報告については以上です。

議 長 ただいまの報告の件について、何かご質問はありませんか。
委 員 農地改良に係る補助金はどういう方が対象となるのか。
事 務 局 認定農業者が補助の対象者となります。
議 長 他にご質問等はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 なければ、報告の件は、ご了承をお願いいたします。
議 長 以上をもちまして、ただいま議決されました案件は全て終了いたしました。
お諮りします。

議決されました案件につきましては、字句、数字、その他整理を要するものがありました場合、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議ありませんので、これらの整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決定いたしました。

議長 本日の、農地法等に係る審議結果をご報告します。

議案第1号 農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に伴う意見聴取の件 5件。
議案第2号 農地法第3条許可 5件。
議案第3号 農地法第4条許可 1件。
議案第4号 農地法第5条許可 18件。
議案第5号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定 36件。
議案第6号 農地中間理事業に係る農用地利用配分計画 18件。
議案第7号 地籍調査事業による農地地目の変更に伴う意見聴取の件 1件。

以上、審議件数は、全部で84件でございました。

以上で本日の審議事項等はすべて終了いたしました。

委員さん方から何かご質問等はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議事局長 なければ、事務局から連絡事項等はありませんか。

(事務連絡)

議長 ありがとうございます。それでは、これをもちまして、令和元年度諫早市農業委員会第4回総会を閉会いたします。ありがとうございます。

議長 _____ (印)

議事録署名人 _____ (印)

議事録署名人 _____ (印)